

常任委員会活動の評価について

今期（令和元年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和2年

2月19日（水）外国人労働者支援調査特別委員会

3月 6日（金）予算決算常任委員会理事会

3月 9日（月）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月10日（火）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動 評価総括表について協議

3月 3日（火）外国人労働者支援調査特別委員会

3月11日（水）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月12日（木）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

3月17日（火）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月19日（木）委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月8日（金）代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和2年5月～）

5 次期委員会への引継ぎ

5月18日（月）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目（該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名(総務地域連携常任委員会)

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めま	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるとともに、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

総務地域連携常任委員会 活動実績書（案）（令和元年5月～令和2年5月）

令和2年3月10日現在

1 所管調査事項

- ・行財政の運営について
- ・地域振興の推進について

- ・スポーツの振興について
- ・県南部地域の活性化について

2 重点調査項目

- (1) 行財政改革取組について
- (2) スポーツの推進・競技力の向上について

- (3) 南部地域の活性化について
- (4) 移住の促進について

3 活動計画表

重点調査項目	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 行財政改革取組について (2) スポーツの推進について (3) 南部地域の活性化について (4) 移住の促進について	予決分科会 専決処分の承認 (5/15) 常任委員会 所管事項説明 (5/24)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/19, 21)	県内調査 (7/30 ~ 31の間)	県外調査 (8/20~22 の間)	常任委員会 所管事項の 調査 (8/7) 予決分科会 補正予算 (9/24)	常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/8, 10) 常任委員会 所管事項の調査 (10/31) 予決分科会 平成30年度歳入 歳出決算、 所管事項の調査 (当初予算編成に 向けての基本的な 考え方) (10/31)		常任委員会 議案の審査、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/11, 13)		予決分科会 補正予算 (2/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/10, 12)		
執行部の主な予定		・令和元年版 成果レポート(案) ・令和元年度 経営方針 (案)		・公文書等 管理条例 (仮称)の (中間案)	・公文書等管 理条例(仮 称)の(中間 案) ・次期行動計 画(中間案)、 次期行財政 改革取組(素 案)	・一般会計・特別 会計決算 ・令和2年度経営 方針(案) ・当初予算編成に 向けての基本的な 考え方 ・公文書等管理条 例(仮称)の(最 終案)	・次期行動計 画(最終案)、 次期行財政 改革取組(中 間案)	・当初予算 要求状況		・当初予算案 ・次期行動計 画案、次期行 財政改革取 組(最終案)	・令和2年度 経営方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

7月30日(火)～31日(水) (1泊2日)

国体に向けた施設整備状況(県営ライフル射撃場)、移住の促進(伊賀市議会)、観光振興の取組(熊野市観光協会)、熊野古道世界遺産登録15周年事業(県立熊野古道センター)、高校生による南部地域の魅力発信(県立尾鷲高等学校)について調査を行った。

(2) 県外調査

8月20日(火)～22日(木) (2泊3日)

交通空白地におけるライドシェア(京丹後市)、スマート自治体及び移住の促進(京都府議会)、国体開催に向けた取組やレガシーを活かした取組(福井県議会)について調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和元年版「成果レポート」…………… 1
(R1.9.18 全員協議会資料抜粋)

- 2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(中間案)、
「三重県行財政改革取組」(素案)…………… 3
(R1.11.25 全員協議会資料抜粋)

- 3 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(最終案)、
「三重県行財政改革取組」(中間案)…………… 7
(R2.2.17 全員協議会資料抜粋)

- 4 参考人制度等の活用…………… (実施せず)

- 5 請願への対応…………… 9

- 6 各定例月会議における委員長報告一覧…………… 11

『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【総務地域連携常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
251	南部地域の活性化	地域連携部 南部地域活性化局	<p>県民指標である南部地域における転出超過数の目標達成は大変厳しい状況にある。的を絞って事業を実施するとともに、目標との乖離をどのように埋めるのか、定量的に取り組まれない。</p> <p>高校生を対象に実施している南部地域の定住に関するアンケートについて、進路選択に影響を与える親世代や小中学生の子どもたちを対象に加えることも検討されたい。</p>	<p>転出超過数の改善に向けて、各部局と連携し、世代別にターゲットを絞り込んだ取組を行っています。例えば10代については教育委員会とも連携した子どもの地域学習事業など地域への理解や愛着を高める取組、20代、30代においては雇用経済部等と連携して若者と地域の仕事をつなぐ地域インターンや移住定住に向けた取組を行っています。今後も各世代に応じて継続的に取り組んでまいります。</p> <p>また、南部地域活性化基金については、これまで働く場の確保や定住の促進に活用してきたところですが、今年度は成果の検証と見直しを実施します。その中で、若者の定着、働く場の確保に向け更なる取組の強化等に向けて検討していきたいと考えています。</p> <p>定住に関するアンケートについては、自分の将来を真剣に考え、進路を具体的に選択する時期である高校2年生を対象に実施しています。南部地域では、進学や就職を機に地元を離れることが多いことから、高校生が進路と併せて地域の将来を考える機会ともなっています。</p> <p>幅広い世代の意向を確認することについては、手法、費用等を含め、検討していきたいと考えています。</p> <p>地域への定住を促進するには、幼いころから地域への愛着心を育むことが重要であると考えており、これまでも小学生や高校生を対象にした子どもの地域学習に取り組んできました。</p> <p>また、若者は就職にあたり、地域の就職先については、保護者の意見を参考にしているという調査結果が出ています。このため、保護者や学校関係者に対する地域の詳しい企業情報等の提供を優先して行っていきたいと考えています。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
352	公共交通の確保と活用	地域連携部	鉄道やバスなど公共交通の確保にあたっては、地域住民にも必要な情報を提供し、厳しい現状を共有して利用促進の取組等を進めることが大切であると考えことから、地域住民など関係者より一層情報共有を行い、交通事業者とも連携してしっかり取り組まれない。	公共交通の確保に向けては、県民と現状を共有しながら利用促進等に取り組んでいくことが重要であると考えており、機会を捉えて県からも情報共有を図っていきたいと考えています。
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部	大規模災害からの迅速な復興には地籍調査が有効であることから、県民指標である地籍調査の実施面積の目標達成に向け、引き続き国に対し予算を要望するなど、少しでも進捗するよう取り組まれない。	地籍調査の予算確保に向け、県単独の要望活動に加えて、県内市町で構成する国土調査推進協議会等とも連携し、国に対して要望活動を積極的に行っています。目標達成に向け、市町が着実に地籍調査を進められるよう県から支援を行うとともに、国に対して引き続き要望活動を行っていきます。

行政運営

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部	コンプライアンスの徹底に取り組む中で、新たに外部からの指摘で北勢福祉事務所における不適切な事務処理が明らかになった。職場内で自浄作用が働かなくなっている懸念があるため、事務の点検を行うなど、不適切な案件を明らかにできるような職場づくりに取り組まれない。	今回の不適切な事務処理事案は、担当職員しか業務を把握しておらず、職員一人が抱え込んでしまったことが原因であると考えています。事案発生を受けて、各所属長に対し、職員を孤立させることのないよう徹底を図ったところです。 今後とも、職員を孤立させることなく組織で業務を進めるため、職員の意識向上や支え合う組織体制づくり、チェック機能の強化の取組について、日常業務の中で徹底されるよう、継続的に働きかけてまいります。

『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見への回答

(各行政部門別常任委員会集約分)

総務地域連携常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回 答
352	安心を支え未来につなげる公共交通の充実	地域連携部	<p>地域鉄道の厳しい現状を踏まえて施策を展開する必要があるが、現状と課題からは伝わってこないため、記述について検討されたい。</p> <p>めざす姿である誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現に向けて、交通空白地が生じないよう、地域鉄道やバス路線の存続、活性化のための方策を、交通事業者、市町等と十分協議できる機会を設けるなど連携して取り組まされたい。</p>	<p>地域鉄道については、人口減少などにより、厳しい経営状況が続いていることから、こうした状況について、現状と課題の中に記載しました。</p> <p>住民、交通事業者、行政などの関係者で構成される市町の地域公共交通会議などの場を通じ、地域の実情に応じ、地域鉄道やバス路線の存続、活性化に向けた議論を行っているところであり、今後は、関係者による議論をさらに深めていくよう取り組みます。また、その旨を取組方向に記載しました。</p>
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部	<p>大規模災害が想定される区域で地籍調査に取り組むとの記述は、区域を絞って取り組むように感じられる。また、目標項目から三重県の地籍調査の進捗が分かるものがなくなったが、進捗が低迷している中で、引き続き全国での位置づけを意識して地籍調査に取り組むことが必要と考えるため、記述について検討されたい。</p>	<p>地籍調査の進捗率は、平成30(2018)年度末において9.6%で全国平均52%と比べて低い状況にあることから、円滑な土地利用に資する地籍調査の着実な推進が図れるよう、市町と連携し、積極的に取り組みます。</p> <p>こうした考え方をふまえつつ、限られた予算の中で、緊急性の高い大規模災害が想定される区域を進めることについて、実施主体である市町の意向も確認しながら取り組むこととします。</p> <p>なお、本県の地籍調査の進捗率が全国に比べて低い状況であり、厳しい現状がわかるよう、現状と課題に記載しました。</p> <p>また、毎年度の成果レポートにおいても、前年度の地籍調査の進捗状況について記載するなどして、現状をしっかりとふまえたうえで、効果的かつ効率的に地籍調査が実施できるよう、取り組んでいきます。</p>

番号	行政運営の取組名	主担当部局	委員会意見	回答
行政運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部	<p>コンプライアンスの推進については、みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）、次期三重県行財政改革取組でも取り組むこととされている。それぞれで対象職員の範囲が異なるが、知事部局、教育委員会、警察本部のどこまで含まれるか分かりづらいため、表記について検討されたい。</p>	<p>コンプライアンスの推進については、知事部局のみならず教育委員会や警察本部についても対象としています。 しかしながら、業務内容の特殊性や任命権者それぞれのマネジメント方法があることから、具体的な取組については、教育委員会や警察本部が主体的に内容を決定し、実施しています。 このことをふまえ、それぞれの計画における対象職員の範囲に応じた表記について、より分かりやすいものとするよう検討します。</p>
行政運営6	スマート自治体の推進	総務部	<p>県が得たノウハウや知識を県内市町でも活用できるよう、県の推進主体である総務部が、積極的に部局間で情報提供等を行うような体制を構築し、取組を進められたい。</p>	<p>スマート自治体の推進については、総務部が主体となり次期の行財政改革取組の柱として取り組んでいくことを想定していますが、地域連携部とも綿密に連携し、市町への情報提供等にも心がけて取り組んでいきたいと考えています。</p>

「第三次三重県行財政改革取組(仮称)素案に対する意見」への回答

番号	申し入れ内容	主担当部局	委員会意見	回 答
2. 次期の「三重県行財政改革取組」(素案)について				
1	現場重視の理念	総務部	<p>現行の取組では、柱のひとつとして「現場重視」の考え方が明確に示されていますが、素案の中では示されていません。</p> <p>三重県の行財政改革取組の推進にあたって、共通認識であるべき「協創」を実現するためには、職員が現場・実践体験を積む、県民の皆さんと対話するなど、現場を重視する理念は、欠かせない重要なものであると考えることから、次期取組においても明記されるよう要望します。</p>	<p>現行の行財政改革取組において、現場を重視し、多様な主体との協創の取組を推進してきたところですが、次期の行財政改革取組においても、引き続き、こうした基本理念に基づいて取り組んでいくこととしており、その旨明記しました。</p>
2	スマート自治体の推進	総務部	<p>素案では、生産性の向上と正確性の確保を両立させることを目的にスマート自治体に向けた取組を推進することとしています。</p> <p>取組の推進にあたっては、職員がやるべきこと、ICT等の新技術を活用していくべきことの仕分けが必要であり、その過程で職員が県の業務のあり方や県民サービスがどうあるべきかを考えることは、職員の政策形成能力を高める機会にもなりうると考えられます。</p> <p>スマート自治体の推進にあたっては、生産性の向上、正確性の確保だけをゴールにするのではなく、取組の推進により生まれた時間を人にしかできない業務に充てるなど、その先にあるめざすべき姿を明らかにするとともに、職員の政策形成能力が高まるような仕組みづくりに取り組まれることを要望します。</p>	<p>スマート自治体の推進については、生産性の向上と正確性の確保を図り、職員は企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力すること、そして県民サービスの向上につなげることをめざして、取り組んでいきたいと考えており、次期の行財政改革取組において、その旨明記しました。</p> <p>また、スマート自治体を推進するにあたっては、職員の資質の向上につながるよう、取組の進め方についても検討していきたいと考えています。</p>

番号	申し入れ 内容	主担当部局	委員会意見	回 答
3	コンプライアンスの推進	総務部	<p>行財政改革取組は知事部局の計画ですが、県民の皆さんの信頼を回復していくためには、知事部局のみならず教育委員会、警察本部など全職員のコンプライアンス意識を高めることが重要であることから、コンプライアンスの推進にあたっては、全庁をあげて連携し取り組まれるよう要望します。</p>	<p>コンプライアンスの推進にあたっては、教育委員会や警察本部の職員を含む、全ての職員の意識を高めることが重要であると考えています。</p> <p>これまでも情報共有しながら取組を進めているところですが、業務内容の特殊性や任命権者それぞれのマネジメント方法があることから、具体的な取組については、教育委員会や警察本部が主体的に内容を決定し、実施しています。</p> <p>今後とも、県民の皆さんの信頼回復のため、教育委員会、警察本部と連携して取組を進めてまいります。</p>

「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見」への回答

(各行政部門別常任委員会集約分)

総務地域連携常任委員会

番号	行政運営の取組名	主担当部局	委員会意見	回 答
行政運営6	スマート自治体の推進	総務部	<p>スマート自治体の推進に向け、安心かつ快適に情報システム等を利用できる環境が整うよう、日々進化する情報技術に対し、情報セキュリティの確保にしっかりと取り組まれない。</p>	<p>情報セキュリティの重要性が増してきている中、新たな脅威に対応できるよう、適切な監視を実施するとともに、職員研修や標的型メール訓練等を通じた組織全体の情報セキュリティの人的対策強化に取り組んでいます。</p> <p>また、モバイルワークにおいては、多段階認証を行うほか、直接端末にデータが保存できない設定をした上で、無線通信については、限られた利用者のみが接続できるインターネットから分離されたネットワークを利用する等のセキュリティ対策を講じています。</p> <p>今後、情報技術が日々進化する中でも、安心かつ快適に情報システム等を利用できるよう、最新の技術動向を注視し、情報セキュリティの確保に努めていきます。</p>
			<p>職員間でICTに関する知識・能力の差があると思うが、AI、RPA等の新技術を多くの職員が利用し、その効果を最大限活用できるよう取り組まれない。</p>	<p>スマート自治体を推進するにあたっては、推進組織を設置するとともに、人材育成に取り組むこととしています。先進技術活用の核となる人材の育成と、RPAの導入に取り組む中で生まれる伝道師的な人材の活用の両面で進めていくことにより、多くの職員が利用でき、その資質の向上にもつながるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>

『第三次三重県行財政改革取組』（仮称）中間案に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」への回答

2 「第三次三重県行財政改革取組」（仮称）中間案について				
1	市町との連携による効果的な取組展開について	総務部	<p>近年頻発している大規模自然災害への対応や超高齢社会の進展に伴う社会保障関係経費の増加などへの対応が求められている中、本県では今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれています。また、県民ニーズに的確に対応するためには、スマート自治体への転換、多様な働き方の推進が必要であり、新たな発想を取り入れた取組も求められています。</p> <p>このような取組については、市町において先進的に行われているものもあると考えられることから、県当局におかれましては、市町とも積極的に情報交換を行い、優れた取組を互いに取り入れるなど市町と連携し、効果的に行財政改革取組を展開されるよう要望します。</p>	<p>「第三次三重県行財政改革取組」を進めるにあたっては、県と市町との情報交換の機会を積極的に活用するなど、効果的な取組となるよう努めてまいります。</p>

請願への対応

	受理番号	請願	委員会審査		処理経過報告要求	請願に係る意見書	本会議	
			審査結果	審査日			採決の結果	採決日
	請7号	新過疎対策法の制定を求めることについて	採択	R1.12.11	なし	あり	採択	R1.12.20
	請12号	自動車関連諸税等の見直しについて		令和2年2月定例会月会議で審査				

各定例月会議における委員長報告一覧

6月定例月会議

(6/28常任委員長報告)

○三重県公文書等管理条例（仮称）について

三重県公文書等管理条例（仮称）は、公文書は行政だけではなく県民全てのものであることを明確にし、公文書を現在だけでなく、将来の県民に対しても残していくため、公文書の管理手続き等を定めるものです。今回示された条例の中間案では、実施機関に知事、各種委員会のほか議会も含むものとなっています。

議会の公文書管理については、議会の基本的権能に関わる重要な部分であるため、県当局におかれましては、そのあり方について、十分な議会との協議をふまえ、慎重にとりまとめいただきますよう、要望いたします。

9月定例月会議

(10/16分科会委員長報告)

○南部地域活性化基金の成果の検証及び見直しについて

県では、南部地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、平成24年度に南部地域活性化基金を創設し、8年間で約1億4,000万円の基金を活用し、南部地域の市町が連携して実施する81事業に対し支援を行ってきました。

今回、事業の成果を検証するとともに、市町や有識者の意見を踏まえた見直しについて、2点提案がありました。

1点目は連携要件の緩和についてです。

これについては、連携という基本的な考え方のもと、南部地域の市町が民間企業や他地域の自治体等と連携することで、地域内への経済効果の波及や、地域内の連携につながるものであると判断いたしました。

2点目は、生活サービスの提供を支援対象に追加するというものです。

これについては、限られた財源を有効に活用するため、対象を絞るなど慎重な対応が必要であると判断いたしました。

これまで8年間の基金事業により、一部成果が出ているものの、今なお、南部地域の人口減少、少子高齢化の進行は、他地域に比べ厳しい状況にあり、南部地域の活性化のためには、長期的な視点で、根気強く取組を続ける必要があると考えます。

県当局におかれましては、南部地域が直面する状況、基金や取組の意義を南部地域以外の方々が理解し、県全体で連携や交流が広がるよう努めるとともに、事業効果の検証をしっかりと行い、若者の定住促進、働く場の確保など南部地域の活性化に向けて、より効果的に事業を推進されることを要望いたします。

(11/15分科会委員長報告)

○三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた気運醸成について

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて準備を進めているところですが、開催が2年後に迫る中、県民の皆さんの盛り上がり温度差がある状況が見受けられます。

県当局におかれましては、県民力を結集した、県民の皆さんの記憶に残る素晴らしい大会とするため、市町や競技団体等とより緊密に連携し、オール三重で気運醸成につながる取組を積極的に展開いただきますよう、要望いたします。

11月定例会会議

(12/20常任委員長報告)

○三重県公文書等管理条例案について

公文書の管理、保存、利用等の手続きは、複数の部にまたがって行われています。また、条例施行後は、保存期間が満了した公文書を第三者機関である審査会に諮り、その意見を勘案したうえで廃棄を判断するなど新たな手続きも追加となります。

条例の目的である公文書等の適正な管理、保存、利用等を図ることで、県政が適正かつ効率的に運営され、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、県当局におかれましては、これまで以上に部局間で十分に連携するとともに、新たな手続きに対応できる体制をもって、条例を適切に運用されることを要望いたします。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：総務地域連携常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・公文書等管理条例（仮称）の中間案について、6月定例会議で委員長報告を行い、その後中間案及び修正案の調査を行うため、8月、9月に委員会を開催し、活発に議論を行った。

○年間活動計画について

- ・年間活動計画どおりに進めることができた。

・重点調査項目

- ・特になし

・県内外調査

- ・重点調査項目に沿った、先進的な事例を調査することができた。
- ・交通空白地におけるライドシェアやスマート自治体の推進など、今後の三重県の施策の参考となる取組を調査することができ、大変勉強になった。

○その他

- ・特になし